

## 上野原市告示第44号

上野原市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

上野原市長 村上 信行

### 上野原市産後ケア事業実施要綱

上野原市産後ケア事業実施要綱（令和5年上野原市告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に基づき、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため実施する、上野原市産後ケア事業（以下「事業」という。）について、「産後ケア事業の実施について」（令和7年3月26日こども家庭庁成育局長通知）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 短期入所（ショートステイ）型 利用者を実施施設に短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。
- （2） 通所（デイサービス）型 日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。
- （3） 居宅訪問（アウトリーチ）型 助産師等を利用者の自宅に派遣し、個別に心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、山梨県産後ケア事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び上野原市とする。

2 推進委員会は、前条第1号に定める事業について、山梨県産後ケア事業実施要綱（平成27年10月30日産ケア第5号山梨県産後ケア事業推進委員会会長通知）に基づき、公募によって選定された者（以下「県委託事業者」という。）に事業を委託して実施するものとする。

3 市は、前条第1号及び第2号に定める事業について、県委託事業者を除く適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等を運営する者（以下「市委託事業者」という。）に事業を委託して実施するものとする。

4 前条第3号に定める事業については、市が直接実施するものとする。

(利用対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する出産後1年以内の母親及びその乳児（以下「母子」という。）であって、産後ケアを必要とする母子とする。ただし、医療的処置を必要とする母子を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者となる母子のうち母親のみが事業の利用を希望する場合であっても、対象者とするものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その母子に優先的に事業を利用させることができるものとする。

(1) 母親が妊娠、出産又は育児について不安又は負担を感じ、体調不良又は精神的不調を来すおそれがある場合

(2) 出産後、母体の回復が十分でなく、育児に支障を来すおそれがある場合

(3) その他市長が必要と認める場合

4 市長は、市税の滞納がある世帯に属する者の事業の利用を制限することができる。

(利用の回数及び泊数)

第5条 事業の利用回数及び泊数は、母親1人につき、別表のとおりとする。

(利用登録申請)

第6条 事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、上野原市産後ケア事業利用登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用登録の承認等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、利用登録の可否を決定し、上野原市産後ケア事業利用登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、利用登録を承認した申請者に対して、上野原市産後ケア事業利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)を別表に規定する利用の回数及び泊数分を交付するものとする。

2 市長は、利用登録が不承認となった申請者に対して他の母子支援サービスの調整その他の適切な支援を行うものとする。

3 市長は、利用登録された申請者(以下「利用登録者」という。)が県委託事業者による事業の利用を希望する場合には、申請書の写しにより県委託事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 利用登録者は、利用登録者情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、利用登録者から前項の報告を受けたときは、必要に応じて県委託事業者又は市委託事業者(以下「事業者」という。)に報告するものとする。

(利用登録の取消し)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用登録を取り消すものとする。

(1) 市外に転出した場合

(2) 事業者の指導に従わない場合

- (3) 集団生活が著しく困難な場合
- (4) 事業の運営に著しく支障を来す場合
- (5) その他市長が利用登録の決定を取り消す必要があると判断した場合

2 市長は、前項の規定により利用登録を取り消したときは、上野原市産後ケア事業利用登録承認取消通知書（様式第4号）により、速やかに利用登録者に通知しなければならない。

（利用の予約）

第10条 利用登録者が事業を利用しようとするときは、利用しようとする日の1週間前までに、利用の予約をするものとする。

（事業の利用）

第11条 事業を利用しようとする利用登録者（以下「利用者」という。）は、利用開始の初日に利用しようとする回数及び泊数分の利用券を事業者又は市に提出するものとする。

（利用料等）

第12条 事業の利用料は、事業者との契約に基づき、別途市が定める額とする。ただし、第7条の規定により利用の承認を受けた範囲において、利用者は事業を無料で利用できるものとする。

2 利用料に含まれない、昼食代等の利用者に負担させることが適当と認められる費用については、事業者が利用者から実費徴収するものとする。

（報告及び請求）

第13条 事業者は、利用者が事業の利用を終えたときは、必要事項を記入した利用券により市に利用状況等を報告し、併せて利用料を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の報告及び請求を受けた場合は、その内容を審査し、速やかに利用料を支払うものとする。

（調査）

第14条 市長は、事業の実施について、必要に応じて事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の種別	利用の回数及び泊数
短期入所（ショートステイ）型	6泊まで
通所（デイサービス）型	2回まで
居宅訪問（アウトリーチ）型	2回まで
※利用の回数及び泊数の範囲内で異なる種別の同日利用及び複数回の利用ができるものとする。	

上野原市産後ケア事業利用登録申請書

年 月 日

上野原市長 宛

上野原市産後ケア事業の利用（登録）をしたいので、上野原市産後ケア事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住所	〒			
	連絡先	電話	メールアドレス		
	出産予定日	年 月 日	出産予定医療機関		
	出産日	年 月 日	出産医療機関		
申請理由 ※利用にあたっての参考にさせていただきます。該当するところに○を付けてください。(複数可)	出産後の育児や体調に不安がある				
	授乳や抱き方などの育児技術を学びたい				
	家事や育児に負担を感じる				
	その他（理由： _____）				
多胎児の利用	<input type="checkbox"/> あり（1人を超える人数 _____ 人） *例：双子の場合1人 <input type="checkbox"/> なし				
利用希望	短期入所型（上限6泊）	通所型（上限2回）	居宅訪問型（上限2回）		
	泊	回			
	利用予定施設	利用予定施設	回		
同意欄					
①市民税等の課税納付状況を職員が担当課へ確認すること。 ②市税に滞納があるときは、産後ケア事業の利用が出来ない場合もあること。 ③「上野原市産後ケア事業実施要綱」の内容を遵守の上で、利用すること。 ④産後ケア事業に関し、市と事業者との間で、必要な個人情報(利用登録申請書等)を提供すること及び事業者が上野原市に対して必要な個人情報(利用状況報告書等)を提供すること。 ⑤短期入所型及び通所型を利用する場合の利用日の調整は、申請者と事業者が直接行うこと。居宅訪問型を利用する場合の利用日の調整は、市に連絡し行うこと。また、施設の状況等により希望に添えない場合もあること。 ⑥医療的処置が必要である状態の母子は利用できない場合もあること。  上記に同意します。  <div style="text-align: right;">氏名</div>					

※市から事業者への連絡事項記入欄

事業者からの予約票等の郵送先は ・自宅 ・勤務先・ その他 ・メール 上記以外の住所 〒
---

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

上野原市長



上野原市産後ケア事業利用登録承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった上野原市産後ケア事業利用登録申請について、次のとおり決定したので、上野原市産後ケア事業実施要綱第7条1項の規定により通知します。

1. 承認する

承認の内容	・短期入所（ショートステイ）型 6泊まで ・通所（デイサービス）型 2回まで ・居宅訪問（アウトリーチ）型 2回まで
有効期間	出産後1年以内（出産した子の誕生日の前日まで）

2. 不承認とする

理由	
----	--

(表)

様式第3号 (第7条関係)

上野原市→利用者→事業者→上野原市

(サービス名) 型 : (日・泊) 目
---------------------

### 上野原市産後ケア事業利用券

(フリガナ) 利用者氏名		生年月日	
住所	TEL		
出産予定日		出産(予定) 医療機関	
(フリガナ) 子の氏名		出産日	
有効期限 出産後1年以内(子の1歳の誕生日の前日まで)			
上記母子の産後ケア事業の利用を依頼します。本券を提出した利用者の利用料については、上野原市が負担します。			
年 月 日			
産後ケア事業の事業者の長 様			
上野原市長			

◇利用状況について利用後に記入(連泊の場合は1枚のみの記載で可能)

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊)
利用満足度	<input type="checkbox"/> 満足した <input type="checkbox"/> やや満足した <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不満 <input type="checkbox"/> 不満 コメント

#### 《注意事項》

- この利用券は、発行された本人以外には使用できません。譲渡や複写はお控えください。紛失等された場合は、市へお問い合わせください。また、市から転出すると使用できなくなります。
- この利用券は、市が契約している産後ケア事業施設に限り利用できます。
- 昼食代等の利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者の自己負担となります。
- 利用期限は出産後1年以内(1歳の誕生日の前日まで)となります。ただし、利用することができる月齢については別途施設の定めるところによりますので、施設へお問い合わせください。
- 産後ケア事業を利用することで、本利用券が事業者から市に提出されることに同意したものとみなし、事業者と市の間で情報共有させていただきます。その結果、必要に応じて市からご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

(裏)

◇事業者記入欄（連泊の場合は1枚のみの記載で可能）

利 用 状 況		産後のケア(体調などの相談、乳房の手当等)
		育児に関する相談・指導(抱き方、授乳の方法、沐浴等)
		赤ちゃんのケア(哺乳量測定、スキンケア等)
		その他(具体的に記載)
事業者から市への連絡事項記入欄		

事業者  
記入者

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

上野原市長



上野原市産後ケア事業利用登録承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した上野原市産後ケア事業  
利用登録については、次のとおり取り消したので、上野原市産後ケア事業実施  
要綱第9条2項の規定により通知します。

利用登録者	住所	
	氏名	
子の氏名		
取消の理由		